

# 厚生労働省における成果連動型民間委託契約の取組み

# 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)について

令和2年度より、保険者努力支援制度の中に「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

## 事業費部分(162億円程度※)

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付

- ※ 都道府県ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業が支援対象
- ※ 従来の国保ヘルスアップ事業(50億円)を統合し、事業総額は212億円

### 【交付金のプロセス】

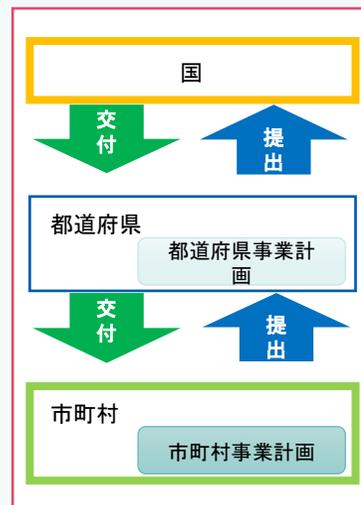
#### (当年度)

- ① 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
- ② 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
- ③ 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
- ④ 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
- ⑤ 都道府県、市町村において事業を実施

#### (翌年度)

- ⑥ 実績報告、国庫返還

### <計画提出・交付の流れ>



## 事業費連動部分(218億円程度)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

### 【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分 ※保険者努力支援制度(取組評価)と同様

### 【交付金のプロセス】

#### (前年度)

- ① 国において、評価指標を決定・提示

#### (当年度)

- ② (都道府県事業計画を踏まえつつ) 評価指標に基づいて採点
- ③ 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
- ④ 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行  
⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

# レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業 (うち、成果連動型民間委託契約方式保健事業)

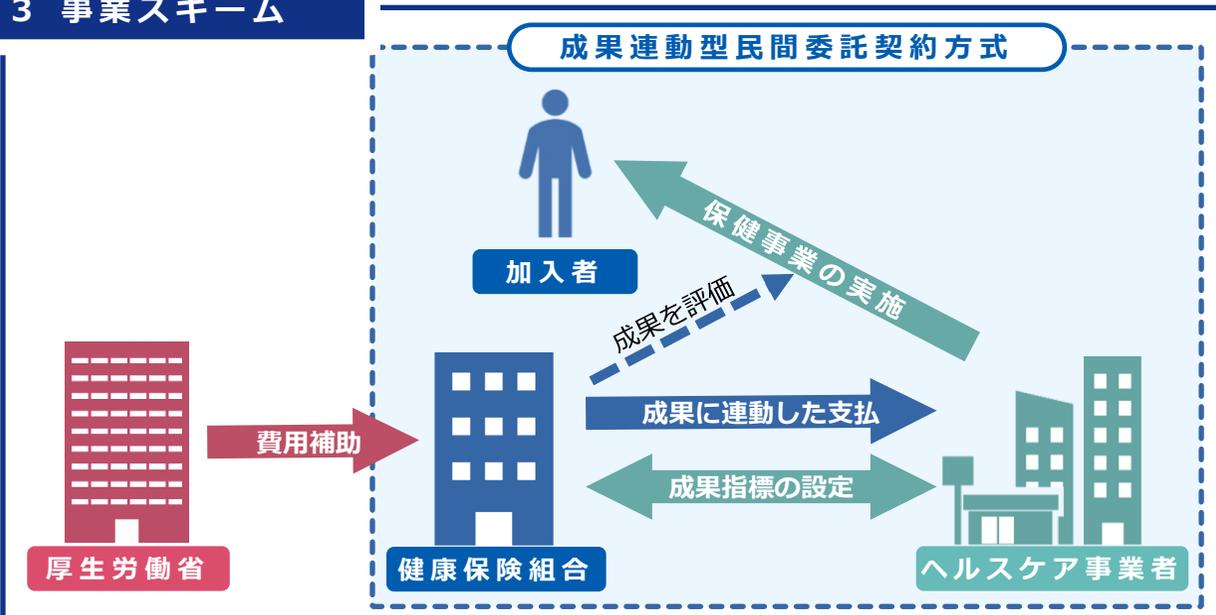
## 1 事業の目的

- 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の保健事業のモデル構築のために係る費用を補助する。
- ※ 「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025」において、PFSアクションプラン(2023～2025年度)に基づき、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及を促進することが掲げられており、被用者保険においてもモデル事業構築及び普及促進が必要。

## 2 事業の概要

- PFSによる保健事業とは、保険者が民間事業者へ委託等して実施させる保健事業のうち、その事業により解決を目指す健康課題に対応した成果指標が設定され、民間事業者へ支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動するものを指す。
- 成果指標の改善状況に連動するリスクを民間事業者が負うことで、より事業の費用対効果が高まり、効果的・効率的な保健事業を実施することにつながることを期待される。

## 3 事業スキーム



## 4 実施主体等

- 実施主体：健康保険組合
- 補助期間：1年度
- 補助上限：750万円/年
- 補助率※：基礎分1/2

成果連動分10/10

※ 総事業費は、事業の完了をもって支払われる基礎分と、成果指標の達成度合いに応じて支払われる成果連動分で構成する

# ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）について



## 公共職業訓練（離職者向け）

- (1) 対象: ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者
- (2) 訓練期間: 概ね3か月～2年
- (3) 実施機関
  - 国(ポリテクセンター)  
主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住環境計画科等)
  - 都道府県(職業能力開発校)  
地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)
  - 民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)  
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

## 求職者支援訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方
- (2) 訓練期間: 2～6か月
- (3) 実施機関
  - 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)
    - <基礎コース>基礎的能力を習得する訓練
    - <実践コース>基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

**実践コースの主な訓練コース**

  - ・ 介護系(介護福祉サービス科等)
  - ・ 情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)
  - ・ 医療事務系(医療・調剤事務科等)等

# その他の成果連動型民間委託契約等の取組

## 平成29年～令和元年度

- 平成29年～令和元年度にかけて、保健福祉分野で、「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の枠組みを活用した社会的事業をモデル的に実施し、**評価指標、民間資金の獲得に向けた条件**等について検証を行い、**社会的事業の開発・普及**を目指すモデル事業を実施。
- 以下の2つの類型に分けて、成果指標、成果に応じた報酬の在り方などについて、モデル事業を実施し、内閣府のPFSポータルサイトに事例集を掲載した。

### ①特定課題型（成果連動の財政支援の仕組みを導入するための課題抽出や手法を検討）

…保健福祉分野における特定の社会的課題の発生又は深刻化を予防するため、当該課題を有する個人に対し支援・介入を行う事業であって、その成果が個人レベルで生じた変化の集積として捉えられるもの。

※令和元年度は、フリースクール、糖尿病重症化予防、大腸がん検診の受診勧奨、引きこもりへのアウトリーチ支援、ショッピングリハビリの5事業を実施。

### ②地域課題型（ロジックモデル、成果指標などの有効な評価の枠組みの検討・開発）

…地域における様々なつながりを育み、住民の社会参加や地域で十分に活用されていない物的・人的資源の活用を促すため、個人や地域に対し支援・介入を行う事業であって、その成果が個人レベルで生じた変化の集積だけでなく、地域レベルで生じる変化にも波及するもの。

## 令和5年度

- 令和3年9月、厚生労働省及び経済産業省が共同で「**成果連動型民間委託契約方式（PFS : Pay For Success)医療・健康及び介護分野の手引き**」を作成・公表した。本手引きについては令和6年3月に改訂を行ったところ、今後も新たな知見を加え、よりわかりやすいガイドラインとしていくため、必要に応じて改訂を行っていく。
- 手引きにおいては、PFS事業の活用にあたって地方公共団体等の参考となるよう、先行20事例に係る案件形成、民間事業者の選定・契約、事業実施、評価・支払までの各ステップについて例示等をしており、地方公共団体等職員の生の声も交えて紹介している。